

三重とこわか国体鳥羽市企業協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、三重とこわか国体鳥羽市企業協賛取扱要項（案）第6条及び第7条の規定に基づき、協賛の表示及び協賛への謝意について、必要な事項を定める。

2 謝意の実施基準

協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

3 協賛者名等の掲載基準

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）公式 web サイト等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

4 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市場単価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

- ・〇〇社は、三重とこわか国体鳥羽市開催を応援しています。
- ・〇〇社は、三重とこわか国体鳥羽市開催の協賛企業です。
- ・〇〇社は、三重とこわか国体鳥羽市開催〇〇競技会を応援しています。
- ・〇〇社は、三重とこわか国体鳥羽市開催〇〇競技会の協賛企業です。

附則

この基準は、令和2年5月15日から施行する。

別表第1

協賛者	総額 (相当額)	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・ 団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上			事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—

別表第2

協賛者	総額 (相当額)	公式web サイト	報告書等	協賛物品	愛称等を使用したフレーズ
企業・ 団体等	10万円以上	協賛者バナー 貼付、写真及 び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能物品 全てに協賛者 名掲載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			